

豊中市立幼保連携型

認定こども園 全体計画



平成28年(2016年)3月

令和元年(2019年)6月改訂

豊中市こども未来部

豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画

目 次

はじめに

I 豊中市の就学前の子どもの現状と課題	1
II 作成までの経緯	2
III 役割・位置づけについて	3
IV 豊中市立幼保連携型認定こども園教育・保育課程	4
1. 基本理念	
2. めざす子ども像	
3. 発達の特徴と育ちの連続性（発達の姿：資料1）	
4. 指導計画の作成について	
5. 年間指導計画について（留意点）	
6. 教育・保育課程の年の目標	
7. 年齢別年間指導計画（0歳児～5歳児）	
8. 小学校教育との円滑な接続	
9. 食育計画	
10. 行事について	
11. 地域支援・地域との連携	
◆ めざす地域子育て支援	
◆ 子育て支援センターほっぺ	
◆ 緊急一時保育	
V 特に配慮すべき事項	24～27
◆ 延長保育(資料2)	
◆ 特別支援教育（障害のある園児の指導）	
◆ 特別に配慮を要する園児への対応	
◆ 園児の多様性への配慮(資料3：一日の流れ)	
◆ 健康、安全など（資料4）	
◆ プライバシーの保護(資料5)	
◆ 質の評価、園評価(資料6)	
◆ 苦情解決	
◆ 評議会	
◆ 職員研修（職員の資質向上）(資料7)	
◆ 休日保育（満1歳以上）(資料8)	
◇ 資料1～資料8	28～45
◇ 参 考	46～53
➤ 月の指導計画（記入ポイント）	
➤ 資質・能力の三つの柱	
➤ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	
➤ こども園ソング	

はじめに

平成 27 年度（2015 年度）からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、本市は、保護者の就労状況の違いにかかわらず、質の高い小学校就学前の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざし、公立のすべての就学前教育・保育施設を幼保連携型認定こども園に移行し、取り組みをすすめてまいりました。

「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」は、職員が取り組むにあたっての基本とするものとして、こども園へ移行する前から、前身である幼稚園・保育所の枠を超えて話し合いを積み重ね、平成 28 年 3 月に策定したものです。

また、本市が今日に至るまで長きにわたって培ってきた、人権保育基本方針や障害児保育基本方針を中心に据えた教育・保育の一層の推進を図るものとして願いがこめられた内容となっています。

一般の改訂では、公立こども園の役割を改めて示すとともに、地域支援の取り組みや公民協働で市域全体の教育・保育の質の底上げをすすめる取り組みを新たに掲載しました。職員は、公立こども園の役割を踏まえ、子育て支援も含め、自らの行動に結びつけることができるよう日々の努力を積み重ねていくことが大切です。

今後も、めざす子ども像である“人とつながり生きる力の基礎を培う”の実現に向け、職員一人一人がこの計画を深く理解するとともに、活用され実践されることで、本市の教育・保育がより確かなものとなることを願います。

I 豊中市の就学前の子どもの現状と課題

- ・ 社会経済の活性化の必要性や女性の社会進出に対する意識の変化、また他市からの転入による千里地域での子どもの増加などの影響から、待機児童数が年々多くなってきており、待機児童解消は喫緊の課題になっています。
- ・ 遊び場の環境の変化や安全面などから、昔の原っぱのような場所での子ども同士の出会いは減少しています。また、子育て・子育て支援に必要な地域の保護者が居場所や相談相手を求めている実態があります。そのため、地域子育て支援センターを中心に保育所・幼稚園などの子育て事業活動への参加利用が増加しており、就学前施設での異年齢を含めた多様な保育提供が必要になってきています。
- ・ 核家族世帯やひとり親世帯など家族の形態が多様化していることや、少子化により兄弟姉妹の数が少ないことなどから、子どもに目が向き過ぎるため、過保護・過干渉になってしまう保護者の姿が見られます。また一方で子どもへの関心が薄くネグレクトに陥る傾向も見られ、様々な家庭状況がうかがえます。各関係機関が連携し一人一人に対して丁寧な対応をするとともに、虐待予防につながる取り組みの強化が必要になってきています。
- ・ 孤立した子育ての中で、能力主義的な価値観から、他児と比較してできないことに対する焦りを感じたり、子どもの発達に対する漠然とした不安を感じたりするといった保護者の声が相談事業などで多く聞かれますが、継続的な子育て支援で保護者の相談に丁寧に対応していくと、改善される姿も多く見られます。
- ・ 「良い保護者でいなければ」という意識があり、周りからの見られ方を気にして、目の前の子どもと向き合えずインターネットなどの子育て情報やアプリなどに頼ってしまう傾向があります。そのため、ゆったり家庭で過ごす時間、子どもと向き合う時間が子どもの心や体の成長にとっても重要なことだと伝えていく必要があります。
- ・ 気持ちのコントロールやコミュニケーション力の弱さなどに課題がある児童が、保育所・幼稚園や子育て支援センターなどで見受けられることが多くなっています。障害などに関する相談も増えていますが、子どもが集団で生活すること、遊ぶことなどの経験不足がその原因である場合もあります。また自閉症スペクトラムに見られるように、「障害」に対する早期教育の意義の認知が広がったことなども理由の一つではないかと考えられ、それに伴って、保護者が

意識的に療育等の専門機関と関わることを通して、子どもの発達を促す手立てを学ぶ体制が充実してきています。しかしその一方で、子育てに関する情報過多により、かえって子どもとの関わり方がわからなくなったり、成長の姿を認められなかったりするなど、子育ての不安が増大してしまう保護者も多くいることも現状の一つです。

II 作成までの経緯

国の動向として、平成 25 年度に幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示があり、平成 26 年度にその解説書が作成されました。

「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として認定こども園法第 2 条の定めるところにより設置される施設であると謳われています。

具体的な実施経過については、豊中市における乳幼児期の教育・保育課程の必要性を鑑み、平成 25 年 5 月にこども未来部保育幼稚園室において、公立の保育士・幼稚園教諭の代表委員による「保育・教育課程検討委員会」を立ち上げ、豊中市立幼保連携型認定こども園に向けて、基本となる保育理念や子ども像などを検討し、教育・保育の骨格について議論を深めました。

次いで、平成 26 年度には、各施設からの代表委員を増やし、歳児ごとの作業部会において、教育・保育課程及び年間指導計画について検討し、「豊中市立幼保連携型認定こども園教育・保育課程（案）」を作成しました。

さらに、平成 27 年度には、教育・保育課程を教育及び保育の内容に関する豊中市の「全体的な計画」にするために、特に配慮すべき事項を踏まえた内容も加え、平成 28 年 3 月末に「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」としました。（以下全体的な計画を全体計画と示す）

Ⅲ 役割・位置づけについて

- 「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえ、「豊中市立保育所保育課程」「豊中市立幼稚園教育課程編成要領」を基に、豊中市のめざす子ども像を掲げ、人とつながり生きる力の基礎を培うことを目的とします。
- 各施設においては、豊中市の「全体計画」を基に地域、家庭、子どもの実態等に応じて、入園から修了、さらに小学校教育との円滑な接続も踏まえた目的や目標に向かって、園児の充実した生活を展開できるような教育・保育を行います。また「豊中市人権保育基本方針」「豊中市障害児保育基本方針」を継続し、教育・保育の理念の根幹に位置づけ、よりきめ細やかで丁寧な実践を具体化していきます。
- 特にこども園においては、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なる等の固有の事情に配慮していかなければなりません。更に、地域の子育て拠点として、家庭や地域社会との連携を強化し、専門力を資源として市民に還元していく役割も担います。

★公立こども園の適正配置に向けた基本方針(平成28年(2016年)8月策定)

- 「子ども健やか育みプラン・とよなか」に示す“めざす姿”の実現に向けて、公立こども園の今後の取り組みの具体化に向けた考え方を示すもの。

めざす姿：◇小学校就学前の学校教育・保育の一体的な推進、質の向上

◇幼少期から義務教育期間まで、つながりのある育ちへの支援

◇地域子育て支援センターを中心としたネットワーク

公立こども園の4つの役割

- ◆ベンチマーク機能
- ◆子育てに関するセーフティネット機能
- ◆人材育成機能
- ◆地域子育て支援拠点機能

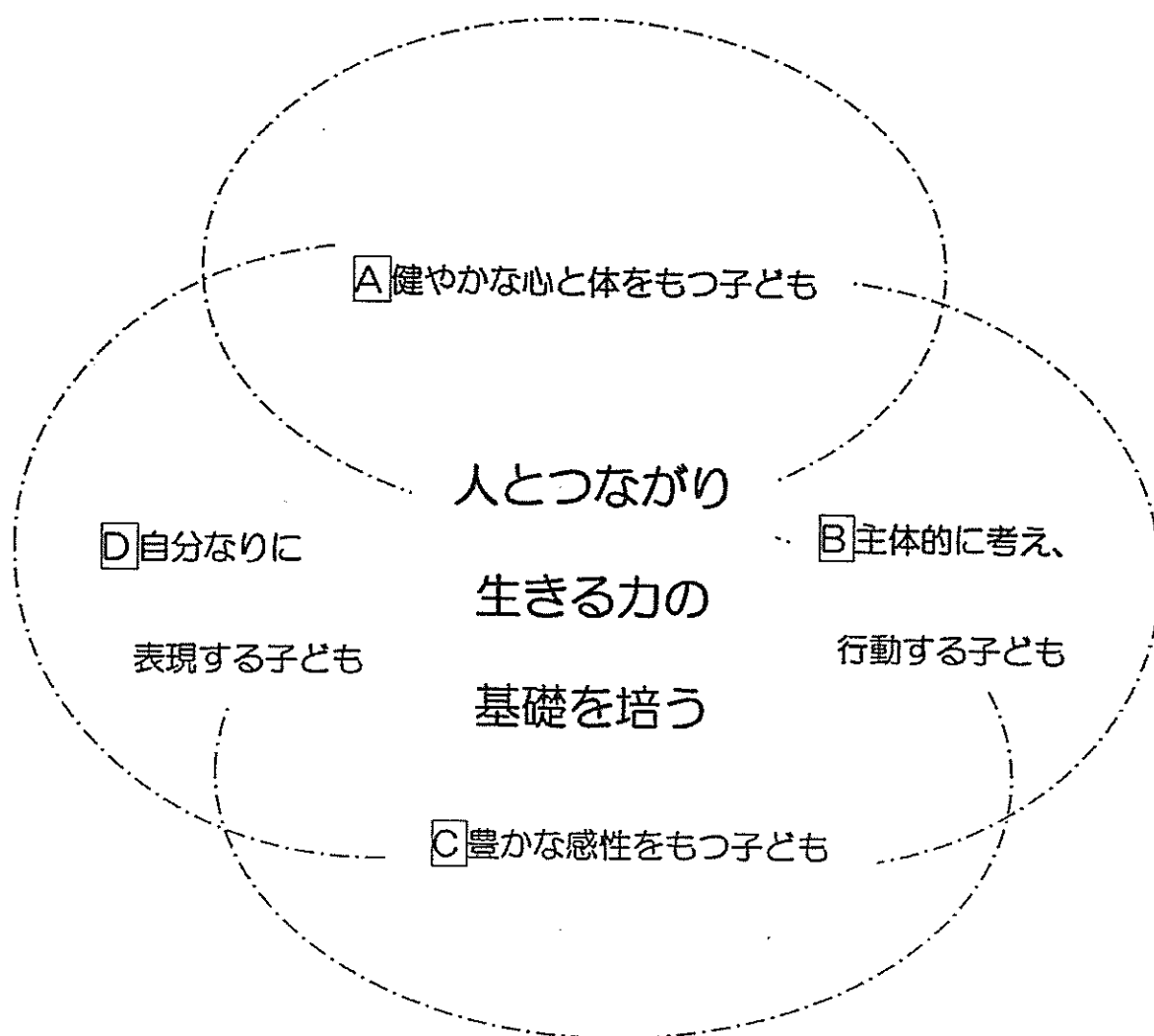
*詳細は、豊中市ホームページに掲載

IV豊中市立幼保連携型認定こども園教育・保育課程

1. 基本理念

- ・乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な時期であることを踏まえ、一人一人の発達に応じた適切な援助の下、多様な人との関わりや生活経験を積み重ね、環境を通じた教育・保育を行う。
- ・一人一人の人権を大切にされた教育・保育を通して、それぞれがかけがえのない存在として認められるとともに、自己肯定感を育み、生きる力の基礎を培う。

2. めざす子ども像



☆子ども像 『人とつながり生きる力の基礎を培う』

- 一人一人が、かけがえのない命を持って生まれてきたことを、子ども自身やその子を取り巻く大人も大切にしていく。
- 教育・保育をする大人は、子どもの生きようとする姿を尊敬する。子ども自身が生活の主体として生きる基礎を培うように教育・保育を進めていく。
- 大人との信頼関係を基盤に、豊かに人とつながり、関係の広がりの中で生きる基礎を培う。
- 教育・保育を通して、多様な経験を重ね意欲を持ち、学ぼうとする力が育つようにする。

☆子ども像の4つの柱・・・指導計画を作成する際の具体的なポイント

* 4つの柱は独立しているのではなく、重なり合って相互に関連し合っている。

A 「健やかな心と体をもつ子ども」とは

- ・子ども達は、いろいろな状況、背景を持って生まれてくる。病気や障害がある子どももいる。健やかな体とは、単に“健康である”ということだけをめざすのではなく、心も体もその子どもなりの健康な状況で、生きる意欲を持って、自分の体を大切にできるということである。
- ・体を動かしたり、五感を使ったりして遊ぶような活動に取り組む。体に障害があり動かすことにハンデがある子どもも、その子どもなりの感覚で自ら動かそうとして動かし、身体を動かすことが楽しくなるようにしていく。
- ・健康でしなやかな体は、安定した健康な心と一体だと考え、心も体も健全な状態になるように教育・保育を考えていく。
- ・生活や健康については、背景として家庭の問題も大きく影響している。各こども園の実態に応じて、課題をあげ、家庭、地域と連携して取り組んでいく。
- ・保育教諭や友達と生活する中で、必要な生活リズムや習慣、ルールを身につけ、子ども自らが見通しを持って生活することができるようにしていく。
- ・子どもが命の大切さを知るということを教育・保育の中で取り組んでいく。
- ・「楽しんで食べること」「食べることの意味」「命をいただいているということ」など年齢に合わせたねらいをもって、食育について取り組んでいく。

B 「主体的に考え、行動する子ども」とは

- ・子ども自身が見通しを持って、仲間とともに主体的に遊び、生活するということを大切にしていく。

- ・主体的に活動していくために、子ども自身が何でもやってみようという気持ちを持つように環境構成を行う。
- ・子ども自身が考え、試し、工夫するなど学びにつながる活動を行う。
- ・子どもが「やりたい」と思う活動に取り組み、最後までやりきった達成感や、充実感を大切にしていく。
- ・一人ではできないことも、友達と協力して取り組み、一緒にすることで、遊びが楽しく、豊かになる。友達と喧嘩になったり話がかみ合わなかったりうまくいかないこともあるが、相手の思いを聞き、気持ちに気付いたり、意見を交し合う中でコミュニケーション力や調整力を養う。また一人一人の思いを大切にす友達の中で、社会規範など学んでいく。

C 「豊かな感性をもつ子ども」とは

- ・子どもを取り巻く周りの大人が、子ども一人一人を尊敬し大切に關わる中で、子ども達は、自分のことが好きで、自分のことを大切にできる気持ちを持つようになる。
- ・身近な自然環境に關わることで、五感を働かせ、様々なことに触れ、感性を豊かにしていく。
- ・身近な人と關わることで、いろいろな刺激を受けたり、気持ちに共感をしたりして、人と關わることの心地よさを感じ、つながることで、感性を豊かにしていく。
- ・人と關わることで、その表現の仕方や行動の違いに気付き、その違いをお互い認め合い尊敬する關係を大切に教育・保育を進めていく。また關わりの中で、不当なこと、公平でないことに疑問を持ち、その悔しい思いなどを大切に、友達と考えていける力を育てる。

D 「自分なりに表現する子ども」とは

- ・思いや、感じたことを、自分なりのしぐさや言葉で表現することを大切にする。
- ・いろいろな表現方法を通して、気持ちを動かし、感じたことを、豊かに表現できるようになる。
- ・友達の表現を見たり、真似をしたりすることで、お互いの表現を知り合う。
- ・人と關わる中で、話す力、聞く力を育てる。
- ・友達と、経験したことや絵本などのイメージを共有して、様々な表現を楽しむ。

3. 発達の特徴と育ちの連続性（発達の姿…資料1）

4. 指導計画の作成について

- ・全体計画に基づいて園児の発達の実情に照らし合わせながら、園児一人一人が生活を通して発達に必要な体験が得られるような、具体的な指導計画を作成する必要がある。
(3つの資質と10の姿を把握すること…参考資料参照)
- ・指導計画では、具体的なねらいや内容、配慮事項、環境の構成、保育教諭等の援助などの指導内容や方法を明らかにする必要がある。
- ・具体化する際には、長期的な見通しを持った年、期、月などの計画、それと関連して、より具体的な園児の生活に則した週、日などの短期的な計画を作成する。

5. 年間指導計画について（留意点）

年間指導計画は、子どものそれぞれの発達に即した、教育・保育を展開していくために、各年齢においての子どもの姿、ねらい、内容、保育教諭の援助や配慮、家庭、地域等の連携について具体化したものである。

① 子どもの姿

- ・年齢の特徴的姿を示している。それを参考にして、具体的なクラスの子どもの姿から、子ども理解を行い、それぞれの指導計画に活かしていく。
- ・年の目標（年のめざす子ども像）に則して各年齢で予想される子どもの姿を表していく。

② ねらいについて

- ・年の目標（子ども像）、予想される子どもの姿から、各年齢の年間のねらいを決め、それらを達成するために、期別に分け具体的な活動を見通したねらいをたてていく。
- ・期の区切りについては、3か月を目安に4期に分けているが、年齢やクラスの現状を考えて、期を想定しても良い。

③ 内容について

- ・5領域と養護、食育を入れて活動を考えていく。
- ・活動の中では、生活・遊びについて考える。遊びなどの活動の育ちと、人との関係の育ちや子ども自身がつけていく力、主体性など子どもの側からの内的活動を考えていく。
- ・活動全体を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であると捉える。その姿は、到達すべき目標ではなく、方向性であることに留意すること。

④ 環境・保育教諭の援助や配慮について

- ・環境について、具体的に必要なものを記入する。子どもの姿やねらいに合わせて、環境を考えるので、活動や子どもの姿に合わせて変化させていく。
- ・保育教諭の役割として、どのような援助や配慮が必要かを記入している。（期別にその関わり方を関係の育ちとして考える）

⑤ 保護者支援について

- ・必ず保護者との連携が必要なことについて記入している。それぞれのクラスで、保護者の現状に合った課題を出し、指導計画に活かしていく。

⑥ 地域支援、地域との連携

- ・こども園と地域との交流の取り組みについて記入していく。

◎指導計画は乳幼児理解に基づき、指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われる。常に指導の過程について、実践を通し反省や評価を行い、改善を図られなければならない。（PDCA サイクル）

6. 教育・保育課程の年の目標（年齢ごとのめざす子ども像）

年齢	ねらい
0歳児 (6か月未満)	A 特定の保育教諭との関わりの中で、保育教諭に受け止められている安心感を持つ B 特定の保育教諭からの働き掛けで、聞く・見る・触るなどの五感を通じた経験をしながら興味が広がる C 特定の保育教諭との関わりの中で、好きな保育教諭や友達が存在がはっきりする D 特定の保育教諭に受け止められながら、泣いたり、声（喃語）を出したり、動いたりすることで気持ちが伝わることを感じる
(6か月～)	A 安心できる保育教諭のもとで、食事・排泄・睡眠などの活動を通して、自分でしようとする気持ちが芽生えてくる B 保育教諭と遊びの面白さを共感する中で、玩具や生活に使うものを試しながら、活動や興味が広がっていく C 保育教諭との愛着関係の中で、自ら関わりたいという気持ちが芽生えてくる D 保育教諭とのやり取りを通して、表情や身振りで気持ちを伝えようとしたり、日常的に使われる言葉が理解できるようになったりする
1歳	A 保育教諭に十分に甘え、受け止められることが心地よいと感じる中で、自分でやってみようとする B 身近なものに興味をもち、自ら探究しながら楽しむ C 大好きな保育教諭や友達ができ、一緒に過ごすことを喜ぶ D 保育教諭に見守られながら、自分の思いをしぐさや表情、言葉などで表現する
2歳	A 安心できる保育教諭のもとで、身のまわりのことを自分でしようとする B 自分の好きな遊びを見つけ、繰り返し遊ぶことを楽しむ C 保育教諭や友達に思いを出し、自分から関わりを持つようとする D 見立て遊びやつもり遊びを通して、保育教諭を仲立ちとした言葉のやり取りを楽しむ
3歳	A 保育教諭等に見守られている安心感の中で、毎日の生活の見通しが持てるようになり、自分でできることが増えたり、友達と一緒に協力しようとしたりする B 保育教諭等や友達とのやり取りを楽しみ、けんかをしたり、順番や交代を経験したりして、一緒にいろいろな遊びをやってみようとする C 自分のやりたいことや好きなことがあり、気持ちや感じたことを周りに伝え、保育教諭等の仲立ちで、自分や友達の気持ちを知る。 D 様々な表現のしかたを経験し、言葉や身振りなど自分なりに気持ちや思いを伝えようとする
4歳	A いろいろな活動の中で、十分に体を動かして遊び、またやりたいという思いを膨らませる B 自分なりに納得のいくまでやりきり、満足感を味わう C 自分の思いを伝えるとともに、友達の思いにも気付き、分かろうとする D 経験したことや思ったこと、感じたことを言葉で相手に伝えようとする
5歳	A 体を存分に動かして遊ぶ心地よさを感じながら取り組み、充実感を味わう B 友達と一緒に共通の目的を持って活動を進めていくおもしろさや満足感を味わう C 一人一人の違いを認め合い、互いを大切にしようとする D 友だちと活動する中でイメージを膨らませ、心を通わせて遊ぶ楽しさがわかる
1年生 1学期	<体と健康を大切にする力> 自らの体を大切に思い、運動に親しみ健康な生活を営む力 <他者を思いやり、豊かな人間関係を築く力> 他者を尊敬し、コミュニケーションを取りながら、豊かな人間性や社会性を育み、人とつながっていく力 <自らの道を選択する力> 夢に向かい、自己肯定感を持ちながら自らの生き方を見通し、自己決定する力 <学び続ける力> 生涯を通して学び続ける力 <確かな学力> 知識・技能の習得と、自ら考え、主体的に判断し、表現する力

*年齢の区分は、あくまでも目安であり、個々人の発達年齢を配慮すること。

*年齢区分は、子どもの発達を一つの指標としてみることに

<平成20年の保育所保育指針より>

年齢区分の内訳

・子どもの発達課程の8区分

- ① おおむね6か月未満
- ② おおむね6か月から1歳3か月未満
- ③ おおむね1歳3か月から2歳未満
- ④ おおむね2歳
- ⑤ おおむね3歳
- ⑥ おおむね4歳
- ⑦ おおむね5歳
- ⑧ おおむね6歳

「同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達課程としてとらえるべきであり、様々な条件により、子どもの発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人は発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である」としています。



<平成30年保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領の改訂により・・・>

- ① 乳児期（0歳児）
- ② 満1歳以上満3歳未満
- ③ 満3歳以上

① 乳児期の園児を主体に3つの視点からねらい及び内容を記載

○健やかに伸び伸びと育つ ⇒ 身体的発達に関する視点

○身近な人と気持ちが通じ合う ⇒ 社会的発達に関する視点

○身近なものとの関わり感性が育つ ⇒ 精神的発達に関する視点

*乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、3つの視点から、保育内容を考えること。

②③

○健康 ⇒ 心身の健康に関する領域

○人間関係 ⇒ 人との関わりに関する領域

○環境 ⇒ 身近な環境との関わりに関する領域

○言語 ⇒ 言葉の獲得に関する領域

○表現 ⇒ 感性と表現に関する領域

*5つの領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれているということを踏まえること。